主 文

本件本訴請求及び反訴請求は、いずれもこれを棄却する。 本訴の訴訟費用は本訴原告らの負担とし、反訴の訴訟費用は反訴原告(本訴被告)日本チヤコペーパー株式会社の負担とする。

事 実

第一 双方の求めた裁判

本訴請求について。

- (一) 原告(クロバー株式会社については、反訴被告でもあるが、以下単に原告)らの求めた判決
- 被告【A】及び被告(反訴原告。以下単に被告という。)日本チャコペーパー 株式会社は、原告らの製造販売にかかる布地転写紙「クロバーチヤコピー」につい て、これを模造品・粗悪品・特許侵害品等であるかの如き誤解を生ぜしめるような 広告・宣伝・文書の配布等をしてはならない。
- 被告日本チヤコペーパー株式会社は、別紙(一)記載の謝罪広告を、日本経済 新聞全国版、釦手芸裁縫新聞及び洋装産業新聞に各一回ずつ掲載せよ。
- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 被告らの求めた判決
- 1 本案前の申立

原告内外インキ製造株式会社及び同内外カーボンインキ株式会社の訴を却下する。 2 本案について

- 原告らの請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 二 反訴請求について。
- 被告日本チヤコペーパー株式会社の求めた判決
- 1 原告クロバー株式会社は、布地用転写紙の販売につき、布地用転写紙及びその包装に「チヤコピー」の文字を含む商標を使用した商品を販売してはならない。 2 同原告は、布地用転写紙の販売につき、別紙(二)の図案を表示した包装を使 用して商品を販売してはならない。
- 同原告は、布地用転写紙の販売につき、「水洗いすればきれいに消えます。」 との表示を使用して商品を販売してはならない。
- 4 同原告は、別紙(三)記載の謝罪広告を、日本経済新聞全国版、釦手芸裁縫新 聞、洋装産業新聞、日本毛糸新聞及び日本雑貨新聞に、表題及び会社名を二号活字 としてその他を四号活字として、掲載せよ。 5 訴訟費用は同原告の負担とする。 (二) 原告クロバー株式会社の求めた判別
- 原告クロバー株式会社の求めた判決
- 被告日本チヤコペーパー株式会社の請求を棄却する。 1
- 訴訟費用は同被告の負担とする。
- 第二 当事者の主張
- ー 原告らの主張の本訴請求の原因等
- 当事者 (-)
- 原告クロバー株式会社(以下「原告クロバー」という。)は、手芸用具、和洋 裁用具等の製造販売を業とするものであり、原告内外インキ製造株式会社(以下 「原告内外インキ」という。) は、印刷インキ・カーボンインキ等の各種インキ類 及び特殊カーボン紙の製造・販売を業とするものであり、原告内外カーボンインキ 株式会社(以下「原告内外カーボン」という。)は、原告内外インキの傍系会社と して、右カーボン紙の製造及び各種インキの販売を業とするものである。
- 2 被告【A】(以下「被告【A】」という。)は、特許番号第二四三三一六号の 特許権者であり、被告日本チヤコペーパー株式会社(以下「被告会社」という。) は、被告【A】から右特許権の通常実施権並びに商標「チヤコパー」(登録番号第 五一七二四号)及び商標「チヤコペーパー」(登録番号第五九五一四四号)の通常 使用権の許諾を得て、布地用複写紙「チヤコペーパー」(商品名)の製造・販売を 業とするものであ<u>る</u>。
- (二) 被告【A】の特許権と原告らの製法 1 被告【A】の特許権等
- - 被告【A】の有する前記第二四三三一六号特許権はつぎのとおりのものである。

出願 昭和三一年三月一三日 公告 昭和三三年三月二六日(特許出願公告昭三三—二〇六六号) 登録 昭和三三年六月二六日

特許請求の範囲の記載 「石鹸を主体としこれにグリセリン及びロート油を混和練合した媒体に耐アルカリ 性の顔料を混練して成る粘稠液を八〇〜一〇〇℃の温度に保持しながら原紙の表面 に塗布乾燥することを特徴とするチヤコペーパーの製造法」

なお、チヤコとは洋和裁において布地裁断のための線引または刺繍等の下地図案を描くために用いられる特種なチョークであり、チヤコペーパーとは、右「チヤコ」と「ペーパー」とが合成されたものである。

2 原告らの製造・販売等

原告内外インキは、六〇年にわたつて各種インキ(そのうちカーボンインキの販売シェアは全国の八〇%)及び一三年にわたつてカーボン紙を製造している。そして、通常のカーボン紙は、カルナウバワツクス等のワツクス類を基材とし、これに黒・赤・青等の顔料及び不乾燥性の油類等を混練した粘稠液(常温では固形物となる。)を摂氏八〇ないし一〇〇度ぐらいに保温しながら原紙に塗布して冷却させたもので、この製造法については、その大部分は公知の事実とされている。原告内外インキは、右のような粘稠液の塗布剤を別紙(四)記載の要領で製造し、原告内外カーボンにおいて右塗布剤を多少分厚い厚紙に塗布・冷却して布地用転写紙を製造したうえ、原告クロバーに販売し、原告クロバーは右布地用転写紙に「クロバーチコピー」という商品名を附して一般に販売しているものである。

 なお、「チヤコピ─」という名称は、「チヤコ」と「コピ─」とを合成したもの である。

3.被告【A】の特許とチヤコピーの製法との対比

被告【A】の有する前記第二四三三一六号特許権は、その前記特許請求の範囲の記載からも明らかなように、石鹸を主材料とし水溶性の溶剤を使用した使用後の洗水溶性粘稠液を塗布する転写紙の製造法である。(ちなみに、石鹸を主材料とした洗い落しの容易な布地用インキの製法は、公知の事実であり、またカルナウバワツクスの代替物として高級脂肪酸の鹼化物すなわち石鹸を主材料として直線指し、これを紙に塗布して作るカーボン紙の製法についる。剤は大正七年三月一四日特許第三二三七六号及び第三一四三五号が存在している。剤は大正七年三月一四日特許されたチヤコペーパーについては、その塗布が、反の方染等の欠点がある。これに反し、原告らの「クロバーチヤコピー」は、ワツにスを主材料とした公知の方法によって製造したものであって、その塗布剤は水がある。またまであるが、布地の汚染等はなく、しかも合成洗剤を使用すれば容の情報を表します。

右のとおり「クロバーチャコピー」と「チヤコペーパー」とは、材料及びその性質をまつたく異にする別物であつて、前記方法による「クロバーチヤコピー」の製造及びその販売が被告【A】の前記特許権の侵害となるものでないことは明らかである。

し組成においても全然別物であることが容易に明らかになる。

(三) 被告らの不正競争行為

^{造販売行為を妨害しているものである} (四) 差止等の請求

被告らの前記一連の行為は、不正競争防止法第一条第一項第六号に該当するので、原告らは、同法第一条に基き被告らに対し右の行為の差止請求をし、同時に同法第一条の二に基き原告らの営業上の信用を回復するために必要な別紙(一)のとおりの謝罪広告を日本経済新聞全国版、釦手芸裁縫新聞及び洋装産業新聞に各一回宛掲載することを求める。

(五) 被告らの本案前の主張について。

前記のどおり、「クロバーチヤコピー」については、原告内外インキが塗布液を製造し、その紙面への塗布・裁断・包装工程は、原告内外インキがその子会社である原告内外カーボンに委託し、完成した製品はすべて原告内外インキから原告クロバーに販売され、原告クロバーより広く一般に販売されているものである。したがつて、原告内外インキと原告内外カーボンは、「クロバーチヤコピー」を共同して、原告内外インキと原告内外カーボンは、「クロバーチヤコピー」を共同して、原告内外インキと原告内外カーボンは、「クロバーチヤコピー」を共同して、原告内外インキと原告内外カーボンは、「クロバーチヤコピー」を共同して、原告内外インキがある。右の事実は、前のにおいてものである。右の事実は、被告らにおいて早くからこれを知悉していたとは勿論、カーボン紙業界のみならず和洋裁具業界においても、遅くとも昭和となっていたものである。以上の理由により、被告らの本案前の主張は理由がない。

二 本訴請求の原因に対する被告らの主張

(一) 本案前の主張

1 原告らの主張によれば、「クロバーチヤコピー」は、原告内外インキにおいてその塗布剤を製造し、原告内外カーボンにおいて右塗布剤を用いて布地用転写紙を製造してこれを原告クロバーに販売し、原告クロバーにおいて「クロバーチヤコピー」という商品名を附して一般に販売しているとのことであるから、商品としてのクロバーチヤコピーは、原告クロバーの手によつて初めて商品化されたものにほか

ならない。しかもその商品中には、原告内外インキが塗布剤を製造したこと、原告 内外カーボンが布地用転写紙を製造したことにつき何らの表示もなく、ただクロバ 一株式会社の名称が附されているにすぎないことからすれば、一般顧客においては 原告クロバーの製品と推察するのが当然であつて、原告内外インキ及び原告内外カ -ボンの右のような事情は、一般顧客においては意識外の問題である。そして、原 告ら主張の被告らの行為は原告クロバーのみに向けられており、他の原告らには向 けられていないのであるから、これについては、原告クロバーが営業上の利害関係 に立つことは当然としても、原告内外インキ及び原告内外カーボンは、経済上の利 害関係はともかく法律上の利害関係を持つことはないから、同原告らは、請求の趣 旨第一項については、当事者適格を欠くものである。

- 請求の趣旨第二項の謝罪広告の請求は原告ら全員に対する営業上の信用を回復 する措置として求めるものと解されるが、原告らの主張自体から、その主張にかか る営業妨害の行為は、前述のとおり商品の営業主体たる原告クロバーに対するもの と解される。したがつて、原告内外インキ及び原告内外カーボンは、その法律関係 については無関係であるから、同原告らは右請求について当事者適格を有しない。 本案に対する主張
- 請求原因(一)の1のうち、原告クロバーが手芸用具、和洋裁用具等の製造・ 販売を業とするものであることは認めるが、原告内外インキ及び原告内外カーボン に関する主張事実は、いずれも知らない。
 - 同(一)の2の事実は認める。

請求原因(二)の1の事実は認める。 同(二)の2のうち、原告内外カーボンが布地用転写紙を製造したうえ原告クロ バーに販売し、原告クロバーがこれにクロバーチャコピーという商品名を付して販売していることは認めるが、原告内外インキが右のような粘稠液の塗布剤を別紙 (四) 記載の要領で製造し、原告内外カーボンが右塗布剤を用いて布地用転写紙を 製造しているとの事実は否認する。

その余の事実は知らない。 同(二)の3のうち、被告【A】の有する特許番号第二四三三一六号特許権の製 造法が原告ら主張の如きものであること、「チヤコペーパー」は塗布された溶剤が容易に水に溶けること、改良複写紙について特許番号第三二三七六号及び同第三一四三五号の特許権が存在すること、クロバーチヤコピーに〇・八四%(原紙を含めた全重量に対する比率を示す。)の粗脂肪が検出されたこと、被告【A】が原告内 外カーボンを相手方として大阪地方裁判所に対し証拠保全の申立をしたこと、被告 【A】の前記特許について原告ら主張のような実施例の記載のあること並びに別紙 (四)の製造方法が右特許の技術的範囲に属しないことは認める。チヤコペーパー に原告ら主張の欠点のあること、及びクロバーチャコピーの材料・性質・利点に関する原告ら主張の事実は否認する。クロバーチャコピーとチャコペーパーとが材料 をそれぞれ異にし、組成においても別物であるとの主張は争う。その余の事実は知 らない。

3 請求原因(三)のうち、被告会社が、原告ら主張のころその主張の各新聞に、模造品について注意するようとの趣旨の広告をしたこと及び証拠保全の申請をした 旨の広告をしたこと等はこれを認める。しかしながら、これらの広告は原告らが特 許権を侵害していることを断定した趣旨のものではなく、購入者らの購入を抑止しようとする趣旨のものではない。したがつて、原告らのクロバーチャコピーの製造・販売行為を被告らが妨害しているとの主張は、すべて争う。

本訴請求の原因に対する被告らの主張 原告クロバーは、後記三反訴請求の原因記載のとおり不正競争行為を行つて来た ので、被告会社はこれを黙視することができず、積年の努力の結果を防衛するた め、また一般消費者に対し商品の誤認混同につき注意を喚起するために新聞等を利 用してその旨を広告したのであるが、これら被告会社の行為は、何ら不正競争行為 にあたるものではない。また、他方被告会社は、原告クロバーの「クロバーチャコピー」の表示に「水洗いすればきれいに消えます」なる表示があり、かつ新聞記事 中に当社の製品でも水洗いすれば消える旨の記事があり、さらにまた原告クロバー から訴外某会社に対する「クロバーチヤコピー」の商品売込みの交渉に水で消える 種類があるとし、その試験結果の分析表を提出した事実を探知したところから、被 告会社が通常実施権を有する被告【A】の前記特許権が侵害されているのではない かとの疑いを抱き、前記新聞広告等において特許権侵害の疑いがある旨を併せて掲 げたことがある。また、被告会社において原告クロバーの「クロバーチヤコピー」

の分析依頼の結果、石鹸の存在を疑わしめる化学成分が検出されたことから、被告【A】が大阪地方裁判所に証拠保全の申請をし、被告会社がこれを新聞に掲載したことがあるが、これらの行為は原告クロバーの商品表示又は販売活動自体に疑わしい点があつたればこそ被告会社においてとつた当然の措置であつて、何ら不正競争行為に該当するものではない。

三 被告会社主張の反訴請求の原因

(一) 不正競争防止法第一条第一項第一号に基く請求

1 被告会社は、布地用複写紙の製造・販売を業とする会社であつて、被告【A】が昭和三三年六月二日特許第二四三三一六号をもつて特許権設定登録を受けたチヤコペーパーの製造法につき、同人から許諾による通常実施権を取得し、この製造法により昭和三三年七月ごろから布地用複写紙の製造を開始し、これを包装し、「チャコペーパー」という商標を附して販売し、引き続き今日に至つているものである。

そして、「チヤコパー」の右商標については、昭和三三年三月二五日、被告【A】が、登録番号第五一七一二四号、指定商品旧第五〇類(手芸品)の「チヤコパー」の文字と図形の結合商標として登録を受け、また「チヤコペーパー」の商標については、昭和三七年八月一五日、被告【A】が登録番号第五九五一四四号、指定商品第二五類(紙)として商標登録を受けたものであるが、被告会社は、それぞれその登録のころ、被告【A】から許諾による通常使用権を取得したもので、この事情から右商品の商標としてこれらの使用を継続しているものである。 2 ところで、被告会社が右布地用転写紙の製造・販売をするについては、常に製

2 ところで、被告会社が右布地用転写紙の製造・販売をするについては、常に製品の品質改善をはかり一般需要者からの要望にそうことに努めて来たが、その商品についてはつぎのように考案した。すなわち、右複写紙を片面用・両面用の二種と したが、両面用については被告【A】が洋裁の場合における裁断に外表裁断法なる 方法を考案したことに基いて、従来に例のない両面にチャコでしるしを付ける方法 を商品化したものである。また複写紙の色別については、布地の傾向を考えて片面 用のものにつき青・黄・白・赤・緑の五色とし、これを一組として一商品としたが、両面用のものについては、消費者が選択できるようにするため、青・黄・白の 三色として色ごとに一商品とした。そして、複写紙の規格を、使用上の便を考えて、片面用は小さく、両面用は大きくし、片面用の裏面には「チヤコペーパー」 いう商標を随所に表わして複写紙のみでも商品名を認めうるようにし、両面用の紙 質については、耐久性につき幾多の失敗を重ねた結果、紙質をようやくクラフト紙 に特定したのである。原告は、右のようにして布地用複写紙を商品化したが、これ を収納する包装についても、格段の苦心をした。すなわち、右布地用複写紙は、紙 面に塗布剤が塗布されていて、粗雑な取扱いをすれば塗布剤が他に附着してその効果が薄れるものなので、その包装、容器についてはこれを防止できるものが適切である。このような事情の下に価格その他の点から硬質の封筒紙を使用しているが、 これとても発売当時数か月間においてはビニール袋を使用したものを、使用方法の 説明の困難、出し入れの不円滑、保管中の不便等を考えて改めたものである。そして右包装における表示については、表面の上部に商標「チヤコペーパー」又は「チ ヤコパー」の文字を横書きで大書して、一見して布地用転写紙であることを理解さ れるようにしたが、裏面には、布地用転写紙が新しい製品で、商品の性質、効用及 び使用法の説明がとくに必要であるため、その表示として片面及び両面用を通じて横書で商品の「特徴」を掲げ、また片面用のものには横書で洋裁、手芸の欄を設けて二つないし四つの図案によって使用上の説明をし、両面用のものには横書で洋 裁、和裁、手芸の欄を設けて三ないし六つの図案によつて使用上の説明をしてい る。

3 被告会社は、右布地用複写紙の製造・販売を開始した昭和三三年七月ごろから前記「チヤコパー」を、その後約一年して「チヤコペーパー」又は「チヤコパー」の商標を附し、前記包装を使用して東京、大阪、京都、名古屋、広島、福岡等各地の和、洋裁用具の卸小売業者に販売したが、旧来の和洋裁及び手芸の技法に捉われる婦人層においては容易に布地用転写紙の特性を理解しようとせず、被告会社が、発売以来六、七年の間各地にわたつてチヤコペーパーなる商品としての布地用転写紙の性質、効用及び使用法について講習会を開き、又はデパートで実演し、あるいは手芸・服飾業界の新聞又は婦人雑誌に広告したりして、右商品の普及宣伝に努めた結果、昭和三八、九年ごろに至つてようやく婦人層の認識を得るとともに、右各都市における卸小売業者からの注目を集めるに至つた。

そして、その後、被告会社は、昭和四〇年に東京及び大阪においてテレビ放送に

よる宣伝をするなど需要の拡大に絶えざる努力をしたため、一般婦人層から服飾、手芸について唯一かつ特殊な商品として認識され、年とともに需要が増大したが、これに加えて、被告【A】が、昭和四一年「チヤコペーパーの発明」につき東京都 知事賞を、昭和四三年に「チヤコペーパーの開発、普及」の功により藍綬褒章をそ れぞれ受け、また国民百科事典及び手芸事典に「チヤコペーパーの発明」として掲 載されるに及んで、前記商標及び包装が原告の製造・販売にかかる右布地用複写紙 を示すものとして社会一般に認識されるに至り、とくに前記の都市地方における婦 人層及び和洋裁・手芸用具の卸小売業者間に周知され、その需要はますます期待さ れる状況に至つた。

4 原告クロバーは、婦人手芸用品、和洋裁用具等の製造・販売を業とするものであるが、被告会社の製造・販売する「チヤコペーパー」なる布地用複写紙が服飾手 芸業界において需要が増大していることに着目して、昭和四四年中被告会社にその取引の交渉をして来たが、被告会社がその条件を承認しないため、その交渉は不調 に終った。ところが、原告クロバーは、翌昭和四五年五月ごろ、突如として被告会社の布地用複写紙が意図するところと同一目的をもつ布地用転写紙を「クロバーチャコピー」という商品名を付して一般に売り出した。そして、その販売の経路は東京、大阪、名古屋、京都、広島、福岡等の主要都市における服飾、手芸の卸問屋及 び小売業者であつて、被告会社の販売経路とまつたく同一である。

ところで、原告クロバーの販売する布地用転写紙及びその包装並びにこれらに ついての名称及び表示は、被告会社の布地用転写紙及びその包装並びにこれらにつ いての名称及び表示ときわめて類似しているが、これを挙げればつぎのとおりであ る。

- (1) 布地用転写紙を片面用、両面用の二種としているが、これは被告会社の商 品と同一である。
- 色別につき片面用を青、黄、白、赤、緑の五色としていること、両面用を (2) 青、黄、白の三色としていることは、いずれも被告会社の色別と同一である。
- (3) また五色の紙を一組として一商品とし、両面用は一色ごとに一商品として いることは、被告会社の商品と同一である。
- (4) また前記色別の色調が被告会社のそれと類似している。 (5) 片面用の紙の裏に「チヤコピー」の文字が随所に表示されているが、これ は被告会社の片面用の裏に「チヤコペーパー」の文字を随所に表示しているのと同 一形式である。
- 両面用の紙にクラフト紙を用いているが、これは被告会社のそれと同一で (6) ある。
- (7) 包装に硬質の封筒紙を用いているが、これは被告会社の封筒紙と同一であ る。
- (8) 封筒表面には、上部に「クロバーチヤコピー」の文字を横書で表示しているが、その配置は、被告会社の「チヤコペーパー」及び「チヤコパー」の配置と同 ーである。
- 右の表示について「クロバー」の文字を小さく「チヤコピー」の文字を大 (9) 書しているが、これは被告会社の「チヤコペーパー」及び「チヤコパー」に外観及 び称呼においてきわめて類似している。
- 封筒裏面の上部に「クロバーチヤコピーの特徴」の文字を横書している
- が、これは被告会社の封筒裏面の記載と同一形式である。
 (11) 片面用の右封筒裏面には、横書で、手芸、洋裁の順に二つの図案を表わ し使用上の説明をしているが、これは被告会社の封筒裏面の洋裁、和裁の欄及び二 つの図案についての説明の記載と同一形式である。
- 両面用の封筒裏面には、横書きで、洋裁、和裁、手芸の順に四つの図案 を表わし使用上の説明をしているが、これは被告会社の封筒裏面の洋裁、和裁、手
- 芸の欄及び四つの図案についての説明の記載と同一形式である。
 (13) 片面用及び両面用の図案中別紙(二)記載の図案は、被告会社の図案と 対比した別紙(六)により明らかなように、被告会社の図案を取り入れて、きわめ て類似したものにしている。
- 以上のように、原告クロバーが被告会社の製造・販売にかかる商品の名称及び 表示に類似した名称及び表示を使用した商品を販売することは、原告クロバーの商 品の目的、用途が被告会社のそれと同一であり、かつ消費者及び販売経路が同一で あることに照して、商品の混同を生じさせようとするものであり、これは不正競争 防止法第一条第一項第一号に該当するものといわなければならない。

ことに原告クロバーの片面用の商品の裏印刷に「チヤコピー」と表示され、封筒 表面に「チヤコピー」と大書されて表示されていること及び封筒の裏面に別紙

(二)の図案が掲げられていることは、一般消費者をして商品の誤認、混同を生じ させるものである。

7 被告会社は、原告クロバーの右行為により商品の売上高が減少し、営業上の利益を害されているが、このような行為は少なくとも被告会社の営業上の利益を害す る行為といわなければならない。よつて、前記第一の二の(一)の1及び2記載の 判決を求める。

) 不正競争防止法第一条第一項第五号に基く請求 原告クロバーの販売する前記「クロバーチヤコピー」なる商品の封筒裏面に 「水洗いすればきれいに消えます」という文字が掲げられている。

これは被告会社の商品の封筒裏面の特徴についての記載中の文句と同一趣旨のもの であるが、果して水洗いで消えるかどうかの点について、原告クロバーは、本訴において、水洗いでは消えないと主張している。したがつて、原告クロバーの右主張が正当であるならば、右のような表示をした商品を販売することは、一般消費者をして商品の品質、内容に誤認を生ぜしめるものであり、虚偽の表示をした商品の販 売にほかならない。

2 そして、それは、被告会社の製造・販売する水洗いすれば消えるチヤコペーパ 一なる商品との混同を意図しているものというべきであつて、一般消費者がこれに より商品の混同を生ずるときには、被告会社の商品についての信用を害するに至る ものである。したがつて、被告会社は原告クロバーの右の行為による営業上の利益 を害せられ又は害せられる虞があるものとして、前記第一の二の(一)の3記載の 判決を求める。

 (Ξ) 不正競争防止法第一条ノニに基く請求

被告会社は、原告クロバーの前記(一)記載の行為により、営業上の信用を著し く害されている。よつて、これを回復するに必要な処置として、前記第一の二の (一)の4記載の判決を求める。

四 反訴請求の原因に対する原告クロバーの認否

(一) 反訴請求原因(一)の1のうち、被告会社が布地用転写紙の製造・販売を業とする会社であること、被告【A】が特許第二四三三一六号の特許権を有すること、右特許権につき被告会社が許諾による通常実施権を取得していること、被告会 社がその製造にかかる布地用転写紙に「チヤコペーパー」又は「チヤコパー」なる 商標を附していること並びに被告【A】が第五九五一四四号の登録商標を有してい ることは認めるが、その余の事実は知らない。

同(一)の2の事実は知らない。

同(一)の3記載の事実中「チヤコパー」の販売の時期を除くその余の事 実は知らない。被告会社が「チヤコパー」なる商標を附した商品を現実に販売したのは、昭和四五年八月以降である。

同(一)の4のうち、原告クロバーが婦人手芸用品、和洋裁用具等の製 造・販売を業とする会社であること、被告会社と原告クロバーとの間に布地用転写 紙の取引について交渉があつたこと(ただし、右交渉は二回なされており、最初、 被告会社から原告クロバーに対し布地用転写紙の販売をしてほしい旨の依頼があつ

たものである)、原告クロバーが昭和四五年五月ごろから布地用転写紙「クロバーチャコピー」(商品名)を販売したことは認めるが、その余の事実は知らない。 (五) 同(一)の5のうち、冒頭記載の原告クロバーの販売する布地用転写紙及びその包装が、名称及び表示において被告会社の商品にきわめて類似しているとの 主張は争う。事実に関する認否はつぎのとおりであるが、各項目にわたり類似・同 一・同一形式等の評価に関する主張はすべて争う。

(1) 原告クロバーの布地用転写紙に片面用と両面用の二種類あることは認め る。

(2) 原告クロバーの商品のうち、片面用に青・黄・白・赤・緑の五色があることは認める。両面用は三色でなく青・黄・白・赤の四色である。

原告グロバーの商品には、片面用に五色五枚入、両面用に一色一枚入があ ることは認めるが、そのほかに同色五枚入も販売している。

原告クロバーの商品の色調が被告会社のそれと類似しているとの主張は争 う。 「クロバーチヤコピー」の色調は、被告会社の商品よりも艶があり鮮明であ

ところで、右(1)は商品それ自体の形態であり、(2)ないし(4)は商品そ

れ自体の色彩の問題であるが、これらは、もつぱら布地用の転写紙という商品の技術的な機能に必然的に由来するものであり、不正競争防止法第一条第一項第一号に いわゆる商品表示にはあたらない。

- 原告クロバーの布地用転写紙の裏面に記載されている文字は、 「クロバー チヤコピー」であつて、単なる「チヤコピー」ではない。しかも、その文字の色彩 はオレンジ色であり、被告会社の文字が緑色であるのと明確に区別されている。
- (7) 原告クロバーがその両面用の布地用転写紙及び包装にクラフト紙を 用いていることは認める。ただし、これら商品の紙質については、商品の技術的機能に必然的に由来するものであり、商品表示とは無関係である。 (8) 原告クロバーの包装用封筒の上部に「クロバーチャコピー」の文字が横書
- きされていることは認める。ただし、正確には横上部である。 (9) 右の表示について、従前「クロバー」の文字が若干小さいものがあつたこ とは認める。ただし、昭和四六年五月ごろ以降「クロバー」と「チヤコピー」の文 字は同じ大きさにしている。
- (10) 原告クロバーの商品の封筒裏面上部に「クロバーチヤコピーの特徴」との文字を記載していることは読める。
- (11)及び(12)のうち、原告クロバーの商品の封筒裏面の記載に関する部分は認める。ただし、図案とあるのは、正確には使用方法の説明図である。
- 原告クロバーの包装用封筒裏面に別紙(二)記載の「図案」が使用され (13)ていることは認める。
- (六)
- 同(一)の6、7はすべて争う。 同(二)の1のうち、原告クロバーの販売する商品の封筒裏面に従前「水 洗いすればきれいに消えます」なる文字が記載されていたことは認めるが、その余 は知らない。なお、昭和四五年一一月ごろ以降、右の記載は、「洗濯すれば、きれ いに消えます」と改められて今日に至つている。 (八) 同(二)の2の事実はすべて争う。原告クロバーがかつて使用した右の
- 「水洗いすればきれいに消えます」との表示は、「お湯洗い」あるいは「ドライク リーニング」等の表示と対比される用法であり、家庭における通常の洗浄方法を指 し、石鹸又は洗剤をまつたく不要とする意味ではない(洗剤を使わず水のみで洗う ことは「すすぎ洗い」という。)いずれにしても品質を誤認させるということはな い。
 - (九) 同(三)はすべて争う。
- 反訴請求原因に対し、原告クロバーは、つぎのとおり主張する。 (-0)原告クロバーは、大正一四年一〇月創立の岡田慶七商店を前身とする会社で、 現在では資本金一億一千万円、月揚二億円を越す我国最大の手芸・裁縫用具の製 造・販売業者である。そして、すでに昭和二三年三月ごろから、その販売する商品に「クロバー」の商標を使用し(商標権としては昭和二四年九月登録番号第三一一六五七号指定商品旧第八類として取得)、また図案化した数種類のクロバーのマー クをその商品の表示として使用してきたものであり、一方、手芸専門誌、婦人雑誌・週刊誌新聞等マスコミを通じ巨額の費用を投じて宣伝広告に努めた結果、手 芸・裁縫用具の需要対象たる婦人層はもとより一般世人においても、「クロバー」 の文字と図案化されたクロバーのマークをみれば、一見して原告クロバーの商品で あると認織されるほどに周知性を獲得しているものである。このように バーのあらゆる商品は、その著名かつ独自の商品表示によつて他社の製品と明確に 区別されており、その間に出所の混同を生ずる余地はまつたくないのである。 「クロバーチヤコピー」の包装と「チヤコペーパー」の包装とを全体として対 比すれば、「クロバーチヤコピー」の包装用封筒の表面には、もつとも人目につき 易い上部中央に「クロバーチヤコピー」と黒色の特殊ゴチツク体で横書してあつて 「クロバー」の文字が明瞭に読みとれるばかりでなく、左上には「clover」 の英文字と三ツ葉図形との結合商標が、下端にはやはり「clover」の英文字と三ツ葉図形との結合商標及び「クロバー株式会社」の文字が横書に表示してあ さらに、封筒表面の大部分には、図案化された四ツ葉のクロバー一六葉が空色 地(又は黄色・黄緑地)に白抜きで整然と配置されていてこれが看者に強い印象を 与えるものであり、しかも「クロバーチヤコピー」の封筒は「チヤコペーパー」の それよりも一廻り大型であって、右の如き「クロバーチャコピー」の包装の表面全 体を眺めた場合がそれが原告クロバーの商品であることは一目瞭然であり、消費者 において「チヤコペーパー」の包装と混同を生ずる虞などはまつたくない。

原告クロバーの製造・販売にかかる布地用転写紙の商品名の表示は、すべて

「クロバー」と「チヤコピー」とが連結して一体となつた「クロバーチヤコピー」 であつて、これと「チヤコペーパー」(商品名)とは呼称上も外観上もまつたく非類似であることは明らかである。そして、右「クロバーチヤコピー」の一部分である「チヤコピー」なる名称は「チヤコ」と「コピー」とを合成したものであって、 「チヤコ」と「ペーパー」の合成よりなる「チヤコペーパー」と非類似であること はもとより、「チヤコペーパー」の短縮形である「チヤコパー」とも類似するもの ではない。

4 被告会社が、商品及びその包装が類似しているとして主張している前記第二の 三の(一)の5の(1)ないし(13)の事実のうち、(1)、(2)、(3)、 (6)、(7)については商品それ自体の本来的な機能から必然的に由来 する商品の形態・色彩・材質等であつて、これらは不正競争防止法第一条第一項第 一号所定の商品表示とはいい難いものであり、また、(5)、(8)、 張については、商品及び包装のごく一部分における記載をもつて全体の類似をいう ばかりでなく、原告クロバーのもつとも基本的な表示である「クロバー」の文字及び呼称を故意に無視するか、あるいは過少に評価して殊更に類似を強調しているの であつて、表示の全体を観察した場合に到底要部が類似しているとはいえないこと は明らかである。また(10)ないし(13)の主張については、これらは一般の 需要家に対し商品の特徴とその使用方法を説明するために掲げられた記載であつ て、いわゆる商品表示とは異るものであり、しかも包装裏面の一部分における記載 であつて、全体として観察した場合、決して要部をなすものではない。 第三 証拠関係(省略)

> 理 由

本訴請求について。

被告らの本案前の主張について。

被告らは、原告内外インキ及び原告内外カーボンが差止請求につき法律上の利害

関係を有しないとしてその当事者適格を争うので、この点について判断する。 原告らの主張によれば、「クロバーチヤコピー」については、原告内外イン (以上の事実は後記二の(二)の2のとおりこれを認めることができる。) ところで成立に争いのない甲第一一号証(昭和四六年八月二五日付洋装産業新聞)

及び弁論の全趣旨によれば、被告会社の広告により、少なくとも同日以降は、原告 内外カーボンが「クロバーチヤコピー」の生産者であることが洋裁関係者等の間に相当広く知れわたつたものと認められ、これと密接な関係にある原告内外インキについても同様の関係を生じたものと推認される。そうすると、原告らが被告らの不正競争行為と主張する虚偽の事実の陳述等は、なるほど直接には原告クロバー関係 のみを暗示ないしは指示するにすぎなくても、それはとりも直さず原告内外インキ 及び原告内外カーボンの営業上の信用にも密接な関係をもつものといわざるをえな い。そして、原告内外インキ及び原告内外カーボンは、「クロバーチヤコピー」の 製造・販売によつて被告会社と競合関係にあり、被告らの前記行為により営業上の 利益を害される虞のあることは明らかであるから、同原告らは被告の右行為の差止 請求をなしうるものというべく、被告の右抗弁は採用できない。 ニ 本案について。

原告クロバーが手芸用具、和洋裁用具等の製造・販売を業とするものであ 被告【A】が、特許番号第二四三三一六号の特許権者であり、被告会社 が、被告【A】からその有する右特許権の通常実施権並びに商標「チヤコパー」

(登録番号第五一七二四号)及び商標「チヤコペーパー」(登録番号第五九五一四四号)の通常使用権の許諾を得て、布用複写紙「チヤコペーパー」(商品名)の製造・販売を業としていること、被告【A】の有する右特許権が、昭和三一年三月一三日出願、昭和三三年三月二六日公告(特許出願公告昭和三三一二〇六六号)、同 年六月二六日登録にかかるもので、その特許請求の範囲の記載は、

「石鹸を主体としこれにグリセリン及びロート油を混和練合した媒体に耐アルカリ 性の顔料を混練して成る粘稠液を八○~一○○℃の温度に保持しながら原紙の表面 に塗布乾燥することを特徴とするチャコペーパーの製造法」 というものであること、

「チヤコ」が洋和裁において布地裁断のための線引または刺繍等の下地図案を描くために用いられる特殊なチョークであり、「チヤコペーパー」とは、右「チヤコと「ペーパー」とを結合したものであること、原告内外カーボンが布地用転写紙を遺して原告クロバーに販売し、原告クロバーがこれにクロバーチヤコピーという商品名を付して販売していること、被告【A】の前記特許権は、石鹸を主原料とし、水溶性の溶剤を使用した使用後の洗い落しの容易な水溶性粘稠液を塗布する料で変易に水に溶けるものであること、被告【A】が原告内外カーボンを相手方とに大阪地方裁判所に証拠保全の申立をしたこと、被告会社が昭和四五年七月五日及び同年八月一五日付洋装産業新聞、昭和四六年八月二一日付卸手芸裁縫新聞及び同年八月一五日付洋装産業新聞、昭和四六年八月二一日付卸手芸裁縫新聞及び同月二五日付洋装産業新聞等に模造品について注意するようにとの趣旨を含む広告または証拠保全の申請をした旨の広告をしたこと、まず以上の事実は本件当事者に争いがない。

(二) 以上の争いのない事実に、いずれもその成立に争いのない甲第一号証。同第三ないし第一一号証、同第一三号証、同第一四号証の一、二、同第一五、一六号証、同第一八号証、同第二〇号証、丙第一号証、同第八号証、同第九、一〇号証の各一、二、証人【C】の証言、原告代表者【D】及び被告【A】各本人尋問の結果(本人尋問の結果はいずれもその一部)並びに弁論の全趣旨を総合すれば、つぎの1ないし3の事実が認められる。

2、原告クロバーは、大正一四年に開業した岡田慶七商店を前身とする会社で、昭和四五年八月には資本金一億一、〇〇万円となり、昭和四八年四月には同世の一億一年であり、昭和四八年四月には一個工程に至っているわが国最大の手芸、裁縫用具の製工の製工ので、現代を使用して来ているもので、遅くとも昭和四五年であり、「クロバー」の文字及びクロバーの図案の商品を表示するものとして全国の取引者・需要家の間に著名であり、昭和三三、四年ごろ、高にとの申出を表示するものといた。ところで、原告クロバーは、昭和三三、四年ごろ、にとの申出を引き受けてくれるようにともあった。ところで、「クロバー」の販売を引き受けてくれるようにとの申出を引き、「チヤコペーパー」の販売を引き受けていた。ともあったの申出を引き、「チャコペーパー」の販売を引き受けていた。ともあったのでは、昭和四四年ごろ、布地用転写紙の有利性に着限し、原告クロバーであるのが正れたが、前によりの大阪会社にその宣申し入れたが、被告会社の方で話であるのが遅れたため、同年八月下旬ごろ被告会社との交渉は打ち切った。するのが遅れたため、同年八月下旬ごろ被告会社との交渉は打ち切った。するとが表記を対している。

地用転写紙をかつて製造し、輸出したことがある旨の話が持ち込まれたので、原告 地の私子似をかって表現し、報告したことがの1750日では、 クロバーの代表者らと原告内外インキのカーボンインキ研究部長【C】らとが会合 した結果、原告内外インキにおいて布地用転写紙の製造を引き受けることとなり 右【C】らにおいて、被告【A】の有する前記特許権の存在も十分考慮したうえ昭 和四五年四月ごろまで研究した結果、右特許権の侵害とならないと考えられた大部 分公知の方法である別紙四記載の方法で布地用転写紙を作成することとし、原告内 外インキにおいて右記載の塗布剤を製造し、原告内外カーボンが原紙への塗布及び 裁断をし、原告内外インキが前記太陽製版を経て原告クロバーに納入することとなったが、原告クロバーは、これを同年六月上旬ころ「クロバーチヤコピー」の名で 販売し始めた。右以外の水溶性チヤコピーについては、原告内外インキで試作した ことはあるが、商品とはしなかつた。

3 被告【A】は、そのころ、原告クロバーが布地用転写紙を販売することを聞知すると、ただちにこれが被告【A】の有する前記特許権の侵害となるものと即断 し、いずれも被告会社名義で同年六月一日ごろ、同日付の謹告と題する別紙(五)のとおりの書面を取引先多数に送付し、同年七月五日付及び同年八月一五日付洋装産業新聞に、原告クロバーと明示せずに某社としてではあるが、それが、水で消え る複写紙の模造品を販売しており、その行為は被告会社の特許に触れる虞があり、 商業道徳上も許し難いが、権利侵害になると販売した者にも迷惑をかける虞がある または、右製品が洗滌性のない粗悪品である旨等広告し、また、被告会社の営 業部長名で同年八月二一日付の釦手芸裁縫新聞に「模造品の出現に思う」との題の 寄稿文を掲載し、その中で某社がチヤコペーパーの模造品を販売しているとして、 その販売を「反道徳的商業行為」であるとし、さらに、以下いずれも被告会社名で、昭和四六年八月二一日付釦手芸裁縫新聞に、某株式会社が模造品である布用転 写紙某を販売しているので、被告会社が証拠保全の申請をし、さらに特許権侵害を 理由として製造中止販売中止及び損害賠償の請求をしようとしているから、右模造 品を取り扱っている販売業者に迷惑を及ぼす虞がある旨広告し、また同月二五日付 洋装産業新聞には、販売業者として原告クロバー、模造品として「クロバーチヤコピー」、生産者として原告内外カーボンを明記したうえ、右と同様の広告を掲載し

前記各本人尋問の結果中認定に反する部分は前掲各証拠と対比して採用できず、

他に右認定を左右するに足る証拠はない。 (三) ところで被告【A】の前記特許権の前記争いのない特許請求の範囲の記載 に、前記甲第一号証(右特許の公報)の記載及び証人【C】の証言によれば、右特 許は、原料として石鹸を主体とするものであり、この特許方法によって製造された チヤコペーパーによる線等は、水洗いによつて簡単に除去できるという作用効果を 有するものであるところ、別紙(四)記載のとおりの前認定のクロバーチヤコピーの製法は、原料として石鹸を使用せず、したがつて、クロバーチヤコピーによつて画かれた線等は、洗剤等を使用しなければ除去できないという相違があると認められ、フ第二ないと第一点によってはた翌中またのでは、 れ、乙第二ないし第四号証の各一、二によつては右認定をくつがえすに足りず、他 に右認定に反する証拠はない。してみれば、原告らにおける前認定の別紙(四)の方法によるクロバーチャコピーの製造・販売は、被告【A】の右特許権の侵害とな るものではないといわなければならない。また、クロバーチヤコピーを格別粗悪品 であると認むべき証拠もない。

(四) そうすると、被告会社の前認定の広告等における模造品・粗悪品・特許侵害品との記載は、いずれも競争関係にある原告らに関する虚偽の事実というべきで あり、原告らは被告ら(被告【A】としては、被告会社の代表取締役としての職務 を行うについて前記広告等をしたと同時に被告【A】としても被告会社の名を使用 して不正競争行為に及んだものとして責任を負うべきである。)に対し、右の如き 虚偽の事実の陳述・流布により営業上の利益を害される虞があるときは、その予防 として右行為の差止を求めうべきものである。

(五) しかしながら、被告らが前記の如き行為に及ぶに至つた前認定の経過、前記甲第四号証及び同第一三号証によつて認められる前記証拠保全の際原告内外カー ボンから提出された塗布剤及び転写紙には石鹸及びロート油などが含まれていない と被告らの前記行為の後に鑑定された事実、被告【A】の前記特許権が出願公告後 -五年である昭和四八年三月二六日の経過とともに存続期間が終了したこと(弁論 の全趣旨により当事者双方はこの事実を主張したものと認められる。)並びに本件 口頭弁論の全趣旨によれば、被告らが今後前記のような虚偽の事実を陳述又は流布 し原告らの営業上の利益を害する虞はないものと認めるのが相当であるから、原告

らの本訴差止請求は、その理由がないといわなければならない。 (六) つぎに、原告らの本訴謝罪広告の請求について考えるに、右(五)に掲記 した各事実に、前認定のとおり、原告クロバーは、被告らの長期にわたる苦心の末 開発したチヤコペーパー及びこれに対する評価に預ろうとして一たんはその販売の 申し入れをしながら、話し合いができないとなると、別個に別紙(四)の方法によ り布地用転写紙を採用したのであるが、弁論の全趣旨によれば右の方法による布地 用転写紙を発売するについて被告らの側に誤解を避けるための連絡等はしなかつた と認められること、いずれもその成立に争いのない乙第五号証の一、二、原告クロバーの製品の包装封筒であることに争いのない検甲第一、二号証及び原告クロバー代表者尋問の結果により、「クロバーチヤコピー」発売から暫くの間とは言え、その包装封筒及び広告等に「水洗いすればきれいに消えます。」という事実に反する 説明の記載をなしていたこと(「水洗い」は字義のとおりとみるべきで、原告ら主 張のように解するのは困難である。)並びに右乙第五号証の二及び被告本人尋問の 結果うかがわれる原告側においても、被告らと同程度に業界紙・雑誌等において、 被告らの攻撃に反論し、あるいは彼我両製品の得失を論じ、その結果少なくとも業界においては双方の言分は周知となつていると推認される事実をあわせ考えれば、すでに特許期間も終了した本件においては、謝罪広告の掲載を命ずるのは相当でな いというべきであり、したがつて、原告らの本訴謝罪広告の請求も失当といわざる をえない。

反訴請求について。

「チヤコピー」の商標を附した商品の販売差止について。

被告会社は、原告クロバーに対し、布地用転写紙自体またはその包装に「チヤコ ピー」の文字を含む商標を使用した布地用転写紙の販売を差し止める旨を求め、請 求原因として、被告会社の製造・販売にかかる布地用転写紙及びその包装並びにこ れらについての名称及び表示として被告会社主張のものが被告の商品表示として周 知であり、原告クロバーの販売する布地用転写紙及びその包装並びにその名称及び 表示は被告会社主張のとおりであつて、両者は類似している旨主張する。

るでは、 しかしながら、被告の差止めを求めているのは、その主張するような特徴をすべてを備えた原告クロバーの布地用転写紙及びその包装ではなく、前記のように「チャコピー」を含む商標のみに関するものである。そこで、被告会社主張の商品表示をみるに、「チャコピー」に類似すべきものとしては、「チャコペーパー」及び 「チヤコパー」の各商標があるのみで、他は類似しないことが明らかである。

そして、「チャコペーパー」の商標が、原告クロバーの布地用転写紙が発売され た昭和四五年当時、被告会社の商品を表示する商標として広く認識されていたこと は前認定のとおりであるから、これと「チヤコピー」との類否について考える。ま ず、両者が外観及び称呼において類似するものでないことは明らかである。つぎに 観念については、この種商品の取引者・需要者が、「チヤコペーパー」からは一見して「チヤコ」(和洋裁用の特種なチョーク)と「ペーパー」(紙)との結合と考えそのような観念を抱き、「チヤコピー」からは同様ただちに「チヤコ」と「コピー」(複写)との結合と考えそのような観念を抱くであろうことは推認するに難く ないところ、両者が観念として類似するものでないことは言をまたないところであ る。してみると、「チヤコペーパー」は「チヤコピー」に商標として類似しないも のというべきである。

また、「チヤコパー」との対比については、仮に「チヤコパー」が前記当時周知であつたとしても、「チヤコピー」とは外観において類似しているとはいえず、称 呼においても、いずれも三音の短い構成からなり、そのうち二音は同じであつて も、とくに比較的強勢のかかると認められる第三音がア列とイ列とに異つている点 をみれば両者は類似しているとはいい難い。そして観念については、「チヤコピ 一」については前示のとおりであり、「チヤコパー」については、まれに「チヤコ ペーパー」との関連からその省略したものとの観念を持つ者もあるかも知れない が、多くは前記の「チヤコ」と無意味な「パー」と結合したものととると考えられ るから、両者は相違するものと認めるべきである。

以上のとおりであるから、「チヤコピー」という商標が、「チヤコペーパー」 「チヤコパー」その他被告会社の商品表示と類似することを前提とする被告会社の 前記請求は、その余について判断するまでもなく失当である。

別紙(二)の図案の使用差止について。

右についても一において判示したところと同じく、使用差止を求める別紙(二) の図案に対比すべきものは別紙(六)の下段(同上段は別紙(二)と同一)の被告 会社の図案のみであり、他に類似した商品表示のないことは一見して明らかである。

そして、被告会社の布地用転写紙の封筒であることに争いのない検丙第一号証のにと、原告クロバーの布地用転写紙の封筒であることに争いのないにといて、原告クロバーの布地用転写無の三のの5のである。の5のでは、被告会社の主張という説明図というできまり別紙(六)が示すなび、まという。というできままり説明の対し、のさいでは、原告クロバーをであるが、原告クロバーをであるが、右各図の対し、原告のは、原告のは、の方では、であるが、方である。とがあることがあることが、原告のは、原告のは、原告のであるが、右各図の対し、であるがあることは、原告のであるが、右各図のでは、のでは、原告のでは、できない、できない。できないの対し、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、これができるでは、のでは、これができるでは、のいいでは、これができるでは、これができるが、たら説明図によって、前記判断を左右することはできない。

してみると、前記図面(被告会社のいわゆる図案。別紙(六)の上下)が、いわゆる商品表示であることを前提とする被告会社の前記請求は、その前提を欠き失当というべきである。

三 「水洗いすればきれいに消えます。」との表示の差止請求について。 被告会社は、原告クロバーが、その販売する布地用転写紙について、「水洗いすればきれいに消えます。」との表示を使用することの差止を求め、原告クロバーがる表示を使用をする虞があることを前提として主張するところ、原告クロバーがその布地用転写紙の発売当時暫らのと前提として主張するところ、原告クロバーがその布地用転写紙の発売当時暫らのを前提として主張するところ、原告クロバーがその布地用転写紙の発売当時暫らに当るかとも対してあるが、原告クロバー代表者本人尋問の結果にあれば、原告クロバーは、右発売後三、四か月で、右表示をやめて「洗濯すれば、原告クロバーは、右発売後三、四か月で、右表示を中ので表別のような表示を用いるとを動旨とをあわせ考えれば、原告クロバーが今後再び右のような表示を用いるとを動旨とをあわせ考えれば、原告クロバーが今後再び右のような表示を用いるとを動旨とをあわせ考えれば、原告クロバーが今後再び右のような表示を用いるるとを前提とする被告会社の請求においる。 謝罪広告の請求について。

被告会社は、原告クロバーの事実第二の三の(一)の1ないし7記載の行為により営業上の信用を著しく害されているとして、それを回復するに必要な処置たる謝 罪広告の請求をしている。

そして、前判示の判決理由第一の二の(二)冒頭掲記の資料によれば、右第二当事者の主張の三の(一)の1ないし4記載の事実は、ほぼこれを認めることができる。また、右(一)の5の(1)ないし(13)事実については、(2)の両面用が三色でなく四色であること(検甲第七号証により認められる。)、(4)の色調が類似していることはなく原告クロバーの方が艶があり鮮明であること(検甲第二〇号証と検丙第一号証の一、二各在中の複写紙の対比により認められる。)(5)の裏面は「チヤコピー」でなく、オレンジ色の「クロバーチヤコピー」であること(検丙第四号証の一、二在中の複写紙により認められる。)等の細かな点を除いて、原告クロバーの販売する布地用転写紙及びその包装の形状及びそこに附された表示等がほぼ被告会社主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

れば、原告クロバーの布地用転写紙の封筒に附されている「チヤコピー」の表示に は、つねに、前認定のとおり右布地用転写紙発売の際すでに原告クロバーの商品を 示す表示として日本全国に著名となつていた「クロバー」という文字が附加されて 「クロバーチヤコピー」と表示されており、また封筒の表には、鮮明なクロバーの 図案がほとんど全面に印刷されていることが認められ、これとまつたく異なり人物 の絵や他の図案を印刷した表紙を有する被告会社の封筒とを混同することは通常あ りえないものと認められるのである。

右に判示したところによれば、商品表示の類似による混同又はその虞を前提とする被告会社の謝罪広告の請求は認容することができない。

第三 結語

以上のとおりであつて、原告らの本訴請求及び被告会社の反訴請求は、いずれも その理由がないものといわざるをえないから、これらをいずれも棄却することと し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条、第九三条を適用して、主文のとお り判決する。

(裁判官 大江健次郎 楠賢二 庵前重和)

別紙(一)謝罪広告

弊社は、昭和四五年八月ごろから、貴社らの製造・販売にかかる「クロバーチャ コピー」について、何らの根拠もなく、これを模造品・粗悪品・特許侵害品である と称して、新聞広告、談話の発表及び書状の発送等により虚偽の事実を流布し、貴 社らの営業を妨害し、信用を毀損する言動をいたしましたことについて、深くお詫 びいたします。

「クロバーチャコピー」は、貴社らの独自の研究開発にかかる商品であり、その製造・販売行為について弊社が苦情を述べる権利のないことを確認し、今後は、右 商品の製造・販売を妨害し、または貴社らの信用を毀損する虞のあるような一切の 行為をしないことを誓約します。

昭和 年 月

東京都台東区〈以下略〉

日本チヤコペーパー株式会社

クロバー株式会社

御中

内外インキ製造株式会社

日本経済新聞全国版については 二段三分の一 六段二分の一 釦手芸裁縫新聞については

半六段 洋装産業新聞については

<11850-001>

<11850-002>

別紙(三)謝罪広告

弊社は、布地用転写紙をクロバーチヤコピーと命名してきましたが、その名称及 び表示を貴社の布地用複写紙であるチヤコペーパー及びチヤコパーに類似させてお りますことは、貴社の利益を害するもので、深くお詫びいたします。またこれにより一般消費者に対して商品を誤認させ貴社に対して多大の御迷惑をおかけしている ことについてもまつたく同様であります。

これは不正競争防止法違反の行為でありますので、今後右のような不正行為を絶 対にしないことを誓約します。ここに深く陳謝の意を表します。

昭和 年 月 日

大阪市<以下略>

クロバー株式会社

東京都台東区<以下略>

日本チャコペーパー株式会社 御中 別紙(四)「クロバーチャコピー」の製造方法

カルナウバ、ポリエチレン、パラフインなどからなるワツクス及びワセリン四〇 一六〇重量部、モーター油である鉱物油二五—三五重量部、酸化チタン、紺青、黄鉛、群青、レーキレツドCなどからなる顔料二〇—三〇重量部を均一に混練した粘 稠塗布液を、摂氏八〇―一〇〇度に保温しながら紙面に塗布し、冷却固着させる製 造方法

別紙(五)謹告

かねて御愛用頂いております弊社特許品(特許第二四三三一六号)チヤコペーパーにつきまして最近某社が当社の水で消える複写紙の模造品を販売するという事を聞いております。此の製品は当社が過去十数年に渉り苦心研究の結果完成したものでありまして御承知の如く前記の特許により製造したものでありますので某社の行為は弊社の特許に触れる恐れもあり又商業道徳上も誠に許し難いものと存じます。もちろん本件に就きましては法的手続を準備致しておりますが、布に使用する複写紙を御入用の節は御間違いなく、完全に水で消えるチヤコペーパーを御指名下さいますよう御願い申し上げます。

なお念のために申上げますが権利侵害になりますと特許法第一〇〇条及び第一〇一条の規定に違反し販売した人についても御迷惑をおかける恐れもありますので充分御注意下さいますよう併せて御願い致します。

昭和四五年六月一日

(特許第二四三三一六号)

日本チヤコペーパー株式会社

東京都台東区〈以下略〉

TEL $\Delta\Delta\Delta-\Delta\Delta\Delta\Delta$ (代)

<11850-003>

< 11850 - 004 >

<11850-005>

<11850-006>